

## 平成28年度第2回京都市保健福祉局指定管理者選定委員会第2部会摘録

日 時 平成28年5月27日（金）午後2時00分～午後3時00分  
場 所 京都市男女共同参画センター（ウイングス京都）地下1階第11会議室  
出席者 渡邊部会長，齋藤委員，添田委員，松尾委員  
事務局 高見障害福祉・介護サービス担当課長，谷口担当係長，羽田  
所管課 藤田係長，吉井係長，田中，外薗

議 事 指定候補者の選定方法及び審査基準について

- ・東高瀬川老人デイサービスセンター，老人短期入所施設，地域包括支援センター
- ・春日丘老人デイサービスセンター，老人短期入所施設，老人介護支援センター

（〇は，委員発言）

高見課長 それでは，第2部会を開催する。事務局側の進行を務める，監査適正給付推進課担当課長の高見です。

京都市保健福祉局指定管理者選定委員会設置要綱第7条第3項により，「部会は，これを構成する委員の過半数が出席しなければ，会議を開くことができない。」と規定されているが，本日第2部会委員4名中の3名の委員の出席があり，会議が成立することを報告する。（※齋藤委員が途中入室）なお，本日の委員会については，京都市市民参加推進条例第7条に基づき公開での審議とする。

本日，審議する議事は，高齢福祉サービス事業所に係る指定候補者の選定方法及び審査基準についてである。

それでは，これからの議事進行は渡邊部会長にお願いする。

渡邊部会長 それでは，議事に入る。

「指定候補者の選定方法及び審査基準について」審議する。対象施設は高齢福祉サービス事業所である。限られた時間の中ではあるが，忌憚ない意見等を願う。

それでは，初めに保健福祉局として統一されている部分について事務局から説明し，引き続き，高齢福祉サービス事業所を所管する長寿福祉課から，固有の部分について説明願う。

高見課長 〈案件説明〉

長寿福祉課 〈案件説明〉

渡邊部会長 事務局及び施設所管課の説明について、質問や意見等あれば、  
願います。

- 19ページから20ページに各地域包括支援センターの担当区  
が記載されているが、東高瀬川地域包括支援センターの担当地区  
はどこか。

長寿福祉課 20ページの54番に記載されているとおり、竹田、住  
吉地区である。

- これは合築で行っている老人デイサービス及び短期入所事業に  
ついて同じ地区の担当なのか。

長寿福祉課 老人デイサービスや短期入所事業については担当地区を決めて  
おらず、利用者が利用したい施設を選べるようになっており、隣  
の行政区から利用者が来るとも考えられる。

- 定員について、地域の要望がどれくらいあると見通して決めて  
いるのか。

長寿福祉課 定員については、施設面積を利用者1人当たりの必要面積で割  
って設定している。また、利用希望者が利用できない状況になら  
ないよう運営調整している。

- 従来から、この定員数の設定か。

長寿福祉課 昔は、短期入所施設において定員超過で利用できない状況も発  
生していたが、現在は改善しており、急な利用者が現れても対応  
できるように、ベッド数を確保している。

- 地域包括支援センターについて、公的施設はいくつあるのか。  
また、今後、施設を増やす予定はあるか。

長寿福祉課 23が公的施設であり残りが一般施設である。施設の増減につ  
いては、今後の高齢者の増減、各施設の業務状況を基に判断し、

施設の増減，又は運営方法の変更を行って対応する予定である。

- 地域包括支援センターは，開設するに当たって市の許可が必要か。

長寿福祉課 届出のみ必要だが，そもそも同事業は市からの委託事業である。

- これら施設の収入源は何か。

長寿福祉課 地域包括支援センターにおいては，保健師，社会福祉士，主任看護専門員の3種の専門職の配置に係る人件費や活動経費などを市から提供している。

- 介護報酬に関する収入もあるのか。

長寿福祉課 地域包括支援センターには地域の公的な一般窓口としての役割もあり，具体的には地域の要支援者のケアプランの作成などのサービス調整も行っている。それについては，介護報酬として支給している

- 8ページの収支一覧を見ると，東高瀬川について老人短期入所事業単体では赤字となっている。そもそも赤字になるような事業について応募してくる団体があるのか。

長寿福祉課 同施設は，複数の事業を行っているので，応募団体は全体の収支バランスを考慮して応募するかどうか判断することになる。

- 実際に採点を行う際には，事業ごとに判断するべきか，総合的に見て判断するべきか，どちらか。

長寿福祉課 48ページの項目9「資金収支及び事業活動収支の状況」においては，法人全体の収支状況で採点を行う。

- 法人全体になると，別事業の収支等により調整されてしまうので直接的な施設や事業に対する判断が難しい。

長寿福祉課 各事業別の収支判断については，79ページの項目26から28の事業種別ごとの資金計画等の部分で採点していただくこととなる。

- 話は変わるが、前回、私は「紙面に書かれた運営実績よりも実態を重視すべきであり、そのために運営実績の配点を下げてはどうか」との意見を出した。なぜなら紙面の事業実績は、虚偽申請の可能性もある。それに関連して、3ページの項目3「申請手続」の(6)ヒアリングの実施、(7)実地調査について、市は過去に実施したことはあるのか。実施した上で、目安を把握し、運営実績が重要と判断されたのであれば納得できるが、何の根拠もない申請であれば「言った者勝ち」だと感じる。実際に調査実態はあるのか、それとも文書として記載しているだけなのか、どちらか。

長寿福祉課 指定管理制度に基づく調査ではないが、本市の監査適正給付推進課が2～3年に一回のペースで各事業所に対し、介護保険法に基づく実地指導を実施して、事業の内容などを実地で確認している。その点では、状況確認の実績の蓄積はあるといえる。

高見課長 指定管理制度に基づいた実地調査の実績については、手元に資料がないので分からない。

- 指定期間が6年間と長期に設定されているが、途中での見直しはあるか。また、毎年、実績について報告させているか。

長寿福祉課 実績については、毎年報告を受けている。見直しについては、例えば地域包括支援事業については、毎年、各行政区・支所ごとに地域代表者等から構成される地域包括支援センター運営評議会が設置されており、そこで実績を評価・点検することになっている。

- 老人デイサービス及び短期入所事業は介護報酬で利益を得るように指導することだが、地域包括支援事業は委託費で運営されており、取扱いが異なると感じる。市から支給される委託費以上に利益を得すぎている場合は返還させるのか。

長寿福祉課 委託費については、利益を得るといった性質の事業ではない。

- そうだとしても、委託料を基にして先に説明のあったケアプランの作成などを行えば介護報酬を得られるので、利益が発生する可能性はある。その場合でも返還は求めず、営業努力として認めるということか。

長寿福祉課           そうである。ちなみに、同事業は全市平均で見ても数十万の黒字となる事業である。

- 医療機関であれば、毎年の保健所のチェックや厚生局による保健診療に対する実地調査があるが、地域包括支援事業については市のチェック体制はないのか。

高見課長           先ほどもお伝えしたとおり、指定管理の枠組みではないが、本市の監査適正給付推進課が2～3年に一回のペースで各事業所に対し、介護保険法に基づく実地指導を行っている。なお、これは事業所指定の枠組みとしての調査である。

- 了解した。次に採点項目の係数であるが、前回、意見を出させていただいた運営実績の係数が高すぎるという意見は、新規参入を阻害したくないからである。市の立場として安全な運営を考慮する観点も理解できるが、既存団体ばかり選定され、ズルズルと運営される懸念があると私は考えている。ただし、この点について、高いとはいえ係数は2であり、影響力も限られていると感じているので、係数2のままでも特段、問題はないと思う。

          その他、項目36「団体のPR」についても係数2は高すぎると感じる。PRが上手かどうかで評価することに意味があるのか。

高見課長           そもそも単独応募の際は、除外されている項目である。競合の際は、項目1から35で記載できなかった応募団体特有の部分も加味して比較する必要があるため自由記載として項目を設け、評価している。

- 了解した。ちなみに、今回、審議している2施設については前回競合したのか。

長寿福祉課           前回は競合はなかった。

高見課長           一般的には、単独事業の応募は競合しやすいが、今回のように複数事業の合築施設は競合しにくい傾向にある。

渡邊部会長           他に意見はあるか。ないようであれば採決に入る。  
          この案件の取扱いについて、了承してもらえるか。

委員一同           (異議なし)

